

令和7年度後期定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を公表します。

令和7年12月26日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 長 島 満理子

令和 7 年度

後期定期監査結果報告書

三 浦 市 監 査 委 員

令和7年度後期定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査（三浦市監査基準第3条第1項第1号に規定する財務監査）

3 監査の対象部課等

都市環境部（都市計画課、土木課、環境課、廃棄物対策課、環境センター、清掃事業所）、上下水道部（下水道課…一般会計に係る部分に限る。）、議会事務局

4 監査の対象範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和7年11月5日から同年12月22日まで

6 監査の実施場所

三浦市役所第2分館2階監査委員事務局（一部、監査対象部課等の執務室を含む。）

7 監査の主な実施手続

- （1） 提出された監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- （2） 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等（以下「法令・業務マニュアル等」という。）に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- （3） 現金（釣銭資金を含む。）、印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認した。
- （4） 監査資料及び書類の調査結果を基に、担当部課長等及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- (1) 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

- (1) 契約関係

契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。

- (2) 収入関係（主に現金取扱事務の適正性）

関係法令及び会計課・財政課で定めている会計ハンドブック等に基づいて収入事務が適切に執行されているか。

10 監査の結果

前各項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

令和 7 年度後期定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和 2 年三浦市監査委員告示甲第 1 号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定による定期監査（三浦市監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査）

3 監査の対象部課等 農業委員会事務局

4 監査の対象範囲

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和 7 年 11 月 5 日から同年 12 月 22 日まで

6 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 2 階監査委員事務局（一部、監査対象部課等の執務室を含む。）

7 監査の主な実施手続

- (1) 提出された監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- (2) 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等（以下「法令・業務マニュアル等」という。）に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- (3) 現金（釣銭資金を含む。）、印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認した。
- (4) 監査資料及び書類の調査結果を基に、担当部課長等及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- (1) 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。

- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

(1) 契約関係

契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。

(2) 収入関係（主に現金取扱事務の適正性）

関係法令及び会計課・財政課で定めている会計ハンドブック等に基づいて収入事務が適切に執行されているか。

10 監査の結果

前各項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

令和 7 年度後期定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和 2 年三浦市監査委員告示甲第 1 号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定による定期監査（三浦市監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査）

3 監査の対象部課等 選挙管理委員会事務局

4 監査の対象範囲

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和 7 年 11 月 5 日から同年 12 月 22 日まで

6 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 2 階監査委員事務局（一部、監査対象部課等の執務室を含む。）

7 監査の主な実施手続

- （1） 提出された監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- （2） 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等（以下「法令・業務マニュアル等」という。）に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- （3） 現金（釣銭資金を含む。）、印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認した。
- （4） 監査資料及び書類の調査結果を基に、担当部課長等及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- （1） 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- （2） 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。

- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

(1) 契約関係

契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。

(2) 収入関係（主に現金取扱事務の適正性）

関係法令及び会計課・財政課で定めている会計ハンドブック等に基づいて収入事務が適切に執行されているか。

10 監査の結果

前各項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

令和 7 年度後期定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和 2 年三浦市監査委員告示甲第 1 号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定による定期監査（三浦市監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査）

3 監査の対象部課等 公平委員会事務局

4 監査の対象範囲

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和 7 年 11 月 5 日から同年 12 月 22 日まで

6 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 2 階監査委員事務局（一部、監査対象部課等の執務室を含む。）

7 監査の主な実施手続

- （1） 提出された監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- （2） 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等（以下「法令・業務マニュアル等」という。）に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- （3） 現金（釣銭資金を含む。）、印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認した。
- （4） 監査資料及び書類の調査結果を基に、担当部課長等及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- （1） 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- （2） 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。

- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

(1) 契約関係

契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。

(2) 収入関係（主に現金取扱事務の適正性）

関係法令及び会計課・財政課で定めている会計ハンドブック等に基づいて収入事務が適切に執行されているか。

10 監査の結果

前各項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

令和 7 年度後期定期監査結果報告書

【 監査の目的 】

本市の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する。

1 監査の基準

三浦市監査基準（令和 2 年三浦市監査委員告示甲第 1 号）に準拠し監査した。

2 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 4 項の規定による定期監査（三浦市監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に規定する財務監査）

3 監査の対象部課等 固定資産評価審査委員会

4 監査の対象範囲

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）

5 監査の実施期間

令和 7 年 11 月 5 日から同年 12 月 22 日まで

6 監査の実施場所

三浦市役所第 2 分館 2 階監査委員事務局（一部、監査対象部課等の執務室を含む。）

7 監査の主な実施手続

- （1） 提出された監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについて、リスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類（帳票類を含む。以下同じ。）の調査を行った。
- （2） 提出された書類の調査は、事務事業が法令、条例、規則、規程、要綱、要領、業務マニュアル等（以下「法令・業務マニュアル等」という。）に従って執行されているかについて、意を用いて実施した。
- （3） 現金（釣銭資金を含む。）、印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認した。
- （4） 監査資料及び書類の調査結果を基に、担当部課長等及び関係職員に質問を行った。

8 監査実施上の着眼点

- （1） 収入及び支出に係る事務が適切に行われているか。
- （2） 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。

- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

9 重点監査項目

(1) 契約関係

契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。

(2) 収入関係（主に現金取扱事務の適正性）

関係法令及び会計課・財政課で定めている会計ハンドブック等に基づいて収入事務が適切に執行されているか。

10 監査の結果

前各項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。